

議 案 第 47 号

松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定
について

松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

台風、大雨その他の災害に遭った生徒が、市立高等学校への入学を断念することがないように支援するため。

松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

松戸市立高等学校授業料等徴収条例（昭和50年松戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「授業料」を「授業料等」に改め、同条中「一つ」を「いずれか」に改め、同条に次の1項を加える。

2 台風、大雨その他の災害に遭つた者については、入学料及び入学検査料を免除することができる。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。